

平成 1 8 年度第 2 回財団法人紀南環境整備公社  
理事会・評議員会合同会議

財団法人紀南環境整備公社

# 平成18年度第2回財団法人紀南環境整備公社理事会・評議員会 合同会議議事録

- 1 開催の日時  
平成18年6月8日(木) 午後1時30分
- 2 開催の場所  
田辺市新屋敷町1  
田辺商工会議所 3階 大会議室
- 3 出席者  
別紙出席者名簿のとおり
- 4 議決事項  
第4号議案 財団法人紀南環境整備公社評議員の一部辞任に伴う後任者の選任について  
第5号議案 平成17年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について  
第6号議案 平成17年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について  
第7号議案 財団法人紀南環境整備公社寄附行為の一部改正について  
第8号議案 財団法人紀南環境整備公社組織規程の一部改正について  
第9号議案 財団法人紀南環境整備公社文書規程の一部改正について  
第10号議案 財団法人紀南環境整備公社公印規程の一部改正について  
第11号議案 財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について  
第12号議案 財団法人紀南環境整備公社会計規程の一部改正について  
第13号議案 財団法人紀南環境整備公社給与規程の一部改正について
- 5 会議開会  
定刻となり、別紙出席者名簿のとおり理事・監事及び評議員が出席したので、会議を開催した。  
引き続き、議長選出を行い、事務局から、合同会議であり理事長に議長就任をお願いしたい旨説明したところ、全員異議なく理事長が議長に就任した。
- 6 議事録署名人選任  
議長から議事録署名人の選任について提案し、議長指名について諮ったところ、異議なしの声があり、議長から松原理事、森川理事、黒田評議員、岡本評議員を指名したところ、全員異議なく選出された。
- 7 議事  
第4号議案 財団法人紀南環境整備公社評議員の一部辞任に伴う後任者の選任について  
まず、公社寄附行為第32条第2項に伴い、議長が理事の代理出席者の承認を理事に諮ったところ、異議なしの声があり、代理人については承認され、理事出席者は定足数を満たしたので、議長が理事会の成立を宣言し、議事に入った。  
議長から提案、事務局から説明があり、議長が理事に対し質問意見を求めたが、

質問意見はなく、議長が理事に諮ったところ、満場一致で原案のとおり承認された。

第 5 号議案 平成 17 年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について

第 6 号議案 平成 17 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について

まず、議長が評議員の代理出席の承認を諮ったところ、異議なしの声があり、代理人については承認された。なお、議長より本日辻評議員は欠席であるが、大和田評議員に表決を委任する旨、委任状が提出されている事を報告し、理事及び評議員出席者は定足数を満たしたので、議長が理事会・評議員会合同会議の成立を宣言し、議事に入った。

議長から一括して提案、事務局から一括して説明後、瀬古監事から監査報告があり、議長が理事・評議員に対し質問意見を求めたが、質問意見はなく、議長が諮ったところ、満場一致で原案のとおり承認された。

第 7 号議案 財団法人紀南環境整備公社寄附行為の一部改正について

議長から提案、事務局から説明があり、議長が理事・監事及び評議員に対し質問意見を求めたが、質問意見はなく、議長が諮ったところ、満場一致で原案のとおり承認された。

第 8 号議案 財団法人紀南環境整備公社組織規程の一部改正について

第 9 号議案 財団法人紀南環境整備公社文書規程の一部改正について

第 10 号議案 財団法人紀南環境整備公社公印規程の一部改正について

第 11 号議案 財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について

第 12 号議案 財団法人紀南環境整備公社会計規程の一部改正について

第 13 号議案 財団法人紀南環境整備公社給与規程の一部改正について

議長から一括して提案、事務局から一括して説明があり、議長が理事・監事及び評議員に対して質問意見を求めたが、質問意見はなく、議長が諮ったところ、満場一致で原案のとおり承認された。

次に、議長から報告事項として候補地公表後の経過報告を事務局に求めたところ、事務局から、「4月19日に5箇所の候補地を公表後、田辺市秋津川、田辺市稲成町、串本町高富区に対して説明会を開催中であり、現地調査の実施について理解を求めている段階である。また、3地区全ての理解を得られない限り調査に着手しない方向であるが、説明会で出された質問、意見、不安な点に答えるために必要な現地確認については随時実施している。秋津川については、区単位の説明会は終了しており、竹藪区は調査も反対という事であるが秋津川町内会全体としては、7月に入ってから再度全員で話し合いを行っていただく。稲成町については、町内会長などと現地確認及び役員等への説明会は開催し、6月12日から7月1日にかけて各区への説明会を行う。串本町高富区については、町内会長等と協議をした結果、区としての説明会は受けないとの返事であったが、公社主催であれば説明会は開催しても構わないという事であり、現在日程調整をしている。また、本日、高富区から最終処分場反対の署名を受け取り、署名は和歌山県知事及び串本町長宛にも提出するとの事だった。」

「候補地絞り込みの際にアドバイスをいただいた技術アドバイザー会議委員も現地確認をしたいとの話もあり、6月21日に田辺地区、6月24日に串本地区の現地確認を行う予定である。住民の方からは、搬入物・遮水シート・処理水などの不

安の声があるので、そういった意見や不安を払拭できる様に専門家などの意見を聞きながら1箇所決定したい。また、各自治体には分別・資源化・リサイクルを進めていただきたい。」と説明し、議長が理事・監事及び評議員に質問意見を求めたところ、松原理事から、「事務局から候補地公表後の経過報告があったが、現在の串本町高富区の状況を補足させていただく。第1次絞り込みが唐突であったという事については否めないとの意見は高富区だけではない。現在町政報告を行っており地域によって温度差もあり、処分場のイメージの中で中身がわからないまま話をしていると感じた。公社の顔が見えないので、公社としての顔が見えるような説明が欲しいという意見が多い。田辺市、新宮市、串本町で技術アドバイザー会議委員と理事も入ったシンポジウム的なものを行って、施設の安全性、環境保全、現地調査などの理解を得られる様なアクションを考えてもらいたい。」との要望があり、次に、「理事としての立場と町長としての立場の理解を求めながら、現地調査を受け入れていただきたいというスタンスでいる。この姿勢は候補地公表後から変わっていないが、この問題はこの地域だけの問題ではなく、広域、和歌山県、民間も含んだのごみ処理問題であるので、今のスタンスを崩す事なく進めていく。」との意見があり、事務局から、「県をはじめ、各市町村が参加している団体であることをアピールしながら、シンポジウム的なものを開催するべきではないかと考えているので、その際には皆様のご協力をお願いしたい。また、1箇所への絞り込みについて、皆様からご意見をいただきながら進めていきたい。」と回答した。

再度、議長が理事・監事及び評議員に対し質問意見を求めたところ、花本評議員から質問があり、事務局が回答した。「公社としては、推進していく立場であるが、候補地の住民側からしてみれば、最終処分場が安全なのかを一番考えると思うので、公社として安全であるという事を説明する必要があると思う。先ほどカラスについての説明があったが、今回の処分場でもカラスは飛ぶのか。」との質問に対し、「カラスが飛んでいた当時は分別せずに埋立していたが、現在はリサイクル・分別が進んでいるので、綺麗な処分場である。」と回答した事に対して、「埋立する物はリサイクルできない物・処理できない物だけを埋立するのか。また、その中で時間が経てば有害物質が出てくる物も埋める予定はあるのか。水質の件についても、汚水はでるのか。住民側からしてみれば不安な部分であると思う。」と再度質問があり、「公社が考えている最終処分場は管理型処分場であり、ごみ層から出てくる水は遮水シートで漏れない様にして、水処理施設で綺麗にしてから流す構造である。搬入物については、リサイクル残さや焼却灰の埋め立てを行う。有害物質については、法律で埋立できないとなっており、埋立後の管理を考えると有害物質は基準以内で抑え、且つ廃棄物を受け入れ審査の段階からチェックする。」と回答した。

次に黒田評議員から意見があり、事務局が回答した。「秋津川の候補地について、水道の水を取っている上流が適地だと専門員が検討した事について、水処理をしてから放流するので絶対間違いないからだと思うが、下流では市民がその水を飲むので、安全であるという合理的な説明をして欲しい。」との意見に対し、「技術的な説明はさせていただくが、地元の方のイメージ的な問題もあると思うので、例えば上水道・簡易水道が普及されていない所については、こういった対応ができるのか話をしていく中で検討していきたい。処分場から出る水については、現在の技術であれば河川の水質以上のレベルにする事は可能であるが、現在の水の量などを考えてこういった施設が良いのかまで踏み込んで検討して、候補地の住民の方にお示ししたい。」と回答した。

再度、議長が理事・監事及び評議員に対して質問意見を求めたが、得に質問意見

はなかった。

以上を持って、議事を終了したので、議長は閉会を宣した。

午後2時20分

以上この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は、次のとおり署名押印する。

平成18年6月8日

議長

真砂 充敏 


署名人

黒田 庫司 


署名人

松原 繁樹 

署名人

岡本 重之 

署名人

森川 起子 



一字訂正

平成18年度第2回財団法人紀南環境整備公社理事会・評議員会  
 合同会議理事出席者名簿

○理事現在数9名

○出席理事数9名（うち代理出席者（委任表決者）4名）

役名	氏名	役職名	代理出席者
理事長	真砂 充敏	田辺市長	
副理事長	佐藤 春陽	新宮市長	市民福祉部長 大江 清一
副理事長	中田 肇	田辺商工会議所会頭	事務局長 藤本 薫
理事	桂 功	すさみ町長	住民生活課長 串上 節也
理事	楠本 隆	和歌山県環境生活部長	環境政策局長 中岡 雅和
理事	中村詔二郎	那智勝浦町長	
理事	松原 繁樹	串本町長	
理事	森川 起安	那智勝浦町商工会会長	
理事	森田 敏行	日置川町商工会会長	
監事	瀬古 伸廣	新宮商工会議所会頭	
監事	山田 五良	みなべ町長	助役 小谷 芳正

平成18年度第2回財団法人紀南環境整備公社理事会・評議員会  
 合同会議評議員出席者名簿

○評議員現在数20名

○出席評議員数18名（うち代理出席者（委任表決者）6名）

氏名	役職名	代理出席者等
生熊 和道	古座商工会会長	
泉 庄治	本宮町商工会会長	欠席
植田 英明	みなべ町商工会会長	
大和田隆栄	北山村商工会会長	
岡本 重之	白浜町商工会会長	
奥田 貢	北山村長	総合政策課主幹 山口 雅之
奥根 公平	古座川町長	
切林 實	龍神村商工会会長	
黒田 庫司	牟婁商工会会長	
小出 隆道	上富田町長	副町長 平見 信次
三軒 一高	太地町長	住民福祉課主幹 三好 通弘
須賀 節夫	串本町商工会会長	
立谷 誠一	白浜町長	清掃センター所長 湯川 健司
段上 汎	すさみ町商工会会長	欠席
辻 良治	熊野川町商工会会長	欠席 大和田評議員に委任
出水 豊数	中辺路町商工会会長	
富田 又嗣	古座川町商工会会長	
長井 保夫	上富田町商工会会長	
花本 健	大塔村商工会会長	
濱中 健	太地町商工会会長	経営指導員 室野 典嗣

平成 18 年度財団法人紀南環境整備公社  
第 2 回理事会・評議員会合同会議

次 第

日 時 平成 18 年 6 月 8 日 (木) 午後 1 時 30 分  
場 所 田辺商工会議所 3 階 大会議室

1. 開 会
2. 理事長挨拶
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議事
  - ・ 第 4 号議案 財団法人紀南環境整備公社評議員の一部辞任に伴う後任者の選任について
  - ・ 第 5 号議案 平成 17 年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について
  - ・ 第 6 号議案 平成 17 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について
  - ・ 第 7 号議案 財団法人紀南環境整備公社寄付行為の一部改正について
  - ・ 第 8 号議案 財団法人紀南環境整備公社組織規程の一部改正について
  - ・ 第 9 号議案 財団法人紀南環境整備公社文書規程の一部改正について
  - ・ 第 10 号議案 財団法人紀南環境整備公社公印規程の一部改正について
  - ・ 第 11 号議案 財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について
  - ・ 第 12 号議案 財団法人紀南環境整備公社会計規程の一部改正について
  - ・ 第 13 号議案 財団法人紀南環境整備公社給与規程の一部改正について
6. 候補地公表後の経過報告について
7. その他
8. 閉会



平成18年度第2回  
理事会・評議員会議案書

平成18年6月8日（木）  
財団法人紀南環境整備公社

## 目 次

第 4 号議案	財団法人紀南環境整備公社評議員の一部辞任に伴う後任者の選任について	———1
第 5 号議案	平成 1 7 年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について	———2
第 6 号議案	平成 1 7 年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について	———4
第 7 号議案	財団法人紀南環境整備公社寄付行為の一部改正について	———11
第 8 号議案	財団法人紀南環境整備公社事務局組織規程の一部改正について	———12
第 9 号議案	財団法人紀南環境整備公社文書規程の一部改正について	———13
第 1 0 号議案	財団法人紀南環境整備公社公印規程の一部改正について	———14
第 1 1 号議案	財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について	———15
第 1 2 号議案	財団法人紀南環境整備公社会計規程の一部改正について	———16
第 1 3 号議案	財団法人紀南環境整備公社給与規程の一部改正について	———17

## 第4号議案

財団法人紀南環境整備公社評議員の一部辞任に伴う後任者の選任について

財団法人紀南環境整備公社評議員の一部辞任に伴う後任者の選任については、次のとおりとする。

なお、就任日は平成18年6月8日とし、任期は平成19年3月31日までとする。

平成18年6月8日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真砂 充 敏

辞任者	後任者
福原 惠一	生熊 和道
三前 雅信	植田 英明
島野 勝	須賀 節夫
上野 絹子	辻 良治
木下 定佳	出水 豊数
後 満	長井 保夫
梅本 富夫	花本 健

## 第5号議案

平成17年度財団法人紀南環境整備公社事業報告について

平成17年度財団法人紀南環境整備公社事業報告は、次のとおりとする。

平成18年6月8日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真 砂 充 敏

### 平成17年度財団法人紀南環境整備公社事業報告 (平成17年7月1日～平成18年3月31日)

#### 1 概況

紀南地域は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分機能が不足しており、県外処理に依存している状況にある。

このため当公社は、地域内での適正処理を目指し、最終処分場等の廃棄物処理施設の整備を図ることを目的に昨年7月1日に産業界、市町村及び県の三者により設立された。

今年度は、前身である紀南地域廃棄物処理促進協議会が選定した52箇所の候補地群から第1段階の絞り込みとして、全候補地を評価するための基準の作成とその基準に基づく評価を行い、候補地5箇所を公表したところである。

#### 2 実施状況

##### (1) 最終処分場建設候補地絞り込み事業（第1段階）

第1段階の絞り込みを行うため、各種調査を実施し、評価基準の作成及びその基準に基づく全候補地の評価を行った。

- ・ 評価を行う際に専門的な見地からアドバイスを受ける技術アドバイザー会議（委員11名）を設置し、事前会議等を含め5回開催した。なお、作業の進捗に合わせて、専門分野ごとに個別にアドバイスを受けながら作業を進めてきた。
- ・ 評価基準の作成
- ・ 評価基準を作成するための調査の実施－調査機関はプロポーザル方式により決定
- ・ 評価基準に基づく全候補地の評価の実施

##### (2) 廃棄物排出処理実態の把握と施設整備計画の策定準備事業

市町村への一般廃棄物実態調査及びヒアリングを実施し、最終処分場の規模等を精査するための基礎資料の収集を行った。

##### (3) 資源循環型社会構築に係る普及啓発事業

平成16年3月答申の「紀南地域の廃棄物処理に係る適正処理方針」の達成を目指す

し、公社が行う事業について、第三者的立場から必要に応じて助言及び提言を行うための機関「紀南の最終処分場を考える委員会」（委員 12 名）を設置し、事前会議を含め 4 回開催した。検討内容は、以下のとおり

- ・ 情報公開と住民意見の把握方法
- ・ 候補地を公表する段階での留意事項
- ・ 公社のこれからの取り組み体制

（４）情報発信事業

公社ホームページをリニューアルし、情報の発信、意見の受付体制の強化を図った。また、市町村広報紙や会議所・商工会の機関紙に公社事業の内容や進捗状況を掲載した。

（５）各種会議の開催状況

公社設立に伴う理事会及び評議員会を 7 月に開催するとともに、各団体の担当者からなる調整会議を適宜開催した。

（６）その他

平成 17 年 12 月 1 日に環境大臣から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 5 に基づく廃棄物処理センターの指定を受けた。

## 第6号議案

平成17年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算について

平成17年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算は、次のとおりとする。

平成18年6月8日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真砂 充 敏

### 平成17年度財団法人紀南環境整備公社会計収支決算書

平成17年7月1日から平成18年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
<b>I 収入の部</b>				
1. 基本財産運用収入	0	0	0	
基本財産利息収入	0	0	0	
2. 負担金収入	53,006,000	53,006,000	0	
県負担金収入	4,750,000	4,750,000	0	
市町村負担金収入	48,256,000	48,256,000	0	
3. 寄付金収入	1,000,000	1,105,597	△ 105,597	
寄付金収入	1,000,000	1,105,597	△ 105,597	
4. 雑収入	4,000	35,067	△ 31,067	
受取利息	4,000	19,067	△ 15,067	
雑収入	0	16,000	△ 16,000	
5. 基本財産収入	53,770,000	53,770,000	0	
基本財産収入	53,770,000	53,770,000	0	
6. 借入金収入	0	0	0	
短期借入金収入	0	0	0	
当期収入合計(A)	107,780,000	107,916,664	△ 136,664	
前期繰越収支差額	—	—	—	
収入合計(B)	107,780,000	107,916,664	△ 136,664	
<b>II 支出の部</b>				
1. 事業費	27,367,000	23,995,494	3,371,506	
候補地調査事業費	8,613,000	8,479,393	133,607	
普及啓発事業費	673,000	584,579	88,421	
給料手当	11,100,000	10,965,786	134,214	
法定福利費	2,450,000	2,326,344	123,656	
福利厚生費	30,000	18,955	11,045	
消耗品費	70,000	20,170	49,830	
旅費交通費	480,000	475,712	4,288	
通信運搬費	222,000	33,840	188,160	
印刷製本費	86,000	0	86,000	
燃料費	80,000	68,155	11,845	
委託費	3,530,000	995,400	2,534,600	
雑費	34,000	27,160	5,840	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
2. 管理費	12,014,000	9,247,128	2,766,872	
給料手当	6,050,000	5,902,352	147,648	
賃金	1,336,000	0	1,336,000	
法定福利費	970,000	914,932	55,068	
福利厚生費	10,000	0	10,000	
会議費	45,000	36,640	8,360	
什器備品費	510,000	260,020	249,980	
消耗品費	360,000	139,418	220,582	
旅費交通費	350,000	183,580	166,420	
通信運搬費	300,000	297,897	2,103	
印刷製本費	665,000	662,558	2,442	
燃料費	81,000	71,240	9,760	
委託費	438,000	428,400	9,600	
支払手数料	180,000	152,055	27,945	
修繕費	150,000	33,390	116,610	
賃借料	257,000	0	257,000	
リース料	135,000	100,800	34,200	
保険料	27,000	17,536	9,464	
支払利息	0	0	0	
租税公課	100,000	1,400	98,600	
雑費	50,000	44,910	5,090	
3. 固定資産取得支出	287,000	246,750	40,250	
什器備品費購入支出	250,000	246,750	3,250	
電話加入権購入支出	37,000	0	37,000	
4. 借入金返済支出	0	0	0	
短期借入金返済支出	0	0	0	
5. 特定預金支出	53,836,000	53,770,000	66,000	
退職給与引当預金支出	66,000	0	66,000	
基本財産特定預金支出	53,770,000	53,770,000	0	
5. 予備費	726,000	—	476,000	(注)
	△ 250,000			
当期支出合計(C)	93,980,000	87,259,372	6,720,628	
当期収支差額(A)-(C)	13,800,000	20,657,292	△ 6,857,292	
次期繰越収支差額(B)-(C)	13,800,000	20,657,292	△ 6,857,292	

(注) 予備費△250,000円は、固定資産取得支出の什器備品費購入支出に充当使用し、その科目の予算額の中に入れて表示している。

## 正味財産増減計算書

平成17年7月1日から平成18年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 増加の部</b>			
1. 資産増加額			
当期収支差額	20,657,292		
基本財産特定預金増加額	53,770,000		
什器備品購入額	246,750	74,674,042	
2. 負債減少額		0	
増加額合計			74,674,042
<b>II 減少の部</b>			
1. 資産減少額			
什器備品減価償却額	3,701	3,701	
2. 負債増加額		0	
減少額合計			3,701
当期正味財産増加額			74,670,341
前期繰越正味財産額			—
期末正味財産合計額			74,670,341



# 貸借対照表

平成18年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金	8,756	
普通預金	9,597,072	
定期預金	20,000,000	
前払金	464,102	
流動資産合計		30,069,930
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	53,770,000	
基本財産合計	53,770,000	
(2) その他の固定資産		
什器備品	243,049	
その他の固定資産合計	243,049	
固定資産合計		54,013,049
資産合計		84,082,979
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金	8,992,628	
預り金	420,010	
流動負債合計		9,412,638
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		9,412,638
<b>III 正味財産の部</b>		
正味財産		74,670,341
(うち基本金)		(53,770,000)
(うち当期正味財産増加額)		(74,670,341)
負債及び正味財産合計		84,082,979

## 計算書類に対する注記

### 1. 重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
 什器備品……定額法によっている。
- (2) 資金の範囲  
 資金の範囲には、現金・預金、未収金及び未払金等を含めている。なお、当期末残高は、下記3に記載するとおりである。
- (3) 消費税等の会計処理  
 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	—	53,770,000	0	53,770,000
合計	—	53,770,000	0	53,770,000

### 3. 次期繰越収支差額の内容

次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金	—	8,756
普通預金	—	9,597,072
定期預金	—	20,000,000
前払金	—	464,102
合計	—	30,069,930
未払金	—	8,992,628
預り金	—	420,010
合計	—	9,412,638
次期繰越収支差額	—	20,657,292

### 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	246,750	3,701	243,049
合計	246,750	3,701	243,049

# 財 産 目 録

平成18年3月31日現在

(単位：円)



科 目	金	額
<b>I 資産の部</b>		
1. 流動資産		
現金預金		
現金 手許有高	8,756	
普通預金 紀南農業協同組合・本所	18,332	
普通預金 紀陽銀行・田辺支店	9,578,740	
定期預金 紀南農業協同組合・本所	20,000,000	
前払金		
保険料	6,993	
図書購読料	15,000	
会場借料	33,760	
E T C前払割引	53,160	
共同研究費	355,189	
流動資産合計		30,069,930
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金		
みなべいなみ農業協同組合・南部支所	3,770,000	
紀陽銀行・田辺支店	10,000,000	
近畿労働金庫・田辺支店	10,000,000	
紀南農業協同組合・本所	10,000,000	
きのくに信用金庫・田辺支店	10,000,000	
第三銀行・田辺支店	10,000,000	
基本財産合計	53,770,000	
(2) その他の固定資産		
什器備品 データプロジェクター	243,049	
その他の固定資産合計	243,049	
固定資産合計		54,013,049
資産合計		84,082,979
<b>II 負債の部</b>		
1. 流動負債		
未払金		
保険料	3,025	
手数料	4,620	
電話料金	14,388	
コピーサービス料金	155,194	
給料手当	260,001	
業務委託料	8,555,400	
預り金		
所得税及び住民税	420,010	
流動負債合計		9,412,638
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		9,412,638
正味財産		74,670,341

# 監査報告書

平成18年5月15日

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真砂充敏 様

財団法人紀南環境整備公社

監事 山田立彦   
監事 瀬古伸彦 

民法第59条及び財団法人紀南環境整備公社寄附行為第20条の5の規定に基づき、平成17年7月1日から平成18年3月31日までの平成17年度財団法人紀南環境整備公社の会計並びに業務について監査したので、次のとおり報告する。

## 1. 監査の概要

会計監査について、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など計算書類の正確性を検証した。

業務監査について、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか事務局から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など業務執行の妥当性を検証した。

## 2. 監査の結果

- ・会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録に記載の金額と合致していると認める。
- ・収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、計算書類に対する注記及び財産目録は、法令及び寄附行為並びに公益法人会計基準に準拠し、財産状態及び収支状況を適正に示していると認める。
- ・事業報告書は、法令及び寄附行為に従い法人の状況を正しく示していると認める。
- ・理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

## 第7号議案

財団法人紀南環境整備公社寄付行為の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社の寄付行為の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成18年6月8日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真砂充敏

改正後	改正前
<p>第4章 役員 (役員) 第18条 会社には、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>6人以上12人以内</u></p> <p>第6章 評議員会 (評議員) 第32条 会社に、評議員 <u>15人以上25人以内</u>を置く。</p>	<p>第4章 役員 (役員) 第18条 会社には、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>9名以上12名以内</u></p> <p>第6章 評議員会 (評議員) 第32条 会社に、評議員 <u>20人以上30人以内</u>を置く。</p>

### 附 則

この寄付行為は、和歌山県知事の許可があった日から施行する。

## 第 8 号議案

財団法人紀南環境整備公社事務局組織規程の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社事務局組織規程の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号が存在しない場合には、改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成 18 年 6 月 8 日提出

財団法人紀南環境整備公社  
 理事長 真 砂 充 敏

改 正 後	改 正 前
(組織) 第 2 条 事務局に次に掲げるグループを置く。 (1) <u>計画推進グループ</u>  別表第 1 (第 3 条関係) <u>計画推進グループの事務分掌</u> (1) <u>総務事務に関すること</u> (2) <u>最終処分場整備事業に関すること</u> (3) <u>広報啓発に関すること</u> (4) <u>出納事務に関すること</u>	(組織) 第 2 条 事務局に次に掲げるグループを置く。 (1) <u>総務管理グループ</u> (2) <u>用地施設グループ</u>  別表第 1 (第 3 条関係) <u>各グループの事務分掌</u> 1 <u>総務管理グループ</u> (1) <u>理事会及びその他の会議に関すること</u> (2) <u>予算決算に関すること</u> (3) <u>文書及び公印の管理に関すること</u> (4) <u>物品の管理に関すること</u> (5) <u>国庫補助、県費補助等に関すること</u> (6) <u>普及啓発事業の実施に関すること</u> 2 <u>用地施設グループ</u> (1) <u>用地の絞込に関すること</u> (2) <u>廃棄物処理計画の策定・推進に関すること</u> (3) <u>施設整備計画の策定に関すること</u>

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

## 第9号議案

財団法人紀南環境整備公社文書規程の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社文書規程の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成18年6月8日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真砂充敏

改正後	改正前
<p>(文書取扱主任) 第4条 事務局長は、公社における文書の取扱事務を総括し、<u>計画推進</u>グループに所属する事務局員のうちから文書取扱主任を指定する。</p>	<p>(文書取扱主任) 第4条 事務局長は、公社における文書の取扱事務を総括し、<u>総務管理</u>グループに所属する事務局員のうちから文書取扱主任を指定する。</p>

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 第10号議案

財団法人紀南環境整備公社公印規程の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社公印規程の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成18年6月8日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真砂 充 敏

改正後	改正前
<p>(公印の保管) 第4条 公印は、<u>計画推進</u>グループリーダーが保管する。 2 <u>計画推進</u>グループリーダーは、公印を使用しないときは、厳重に保管しなければならない。</p>	<p>(公印の保管) 第4条 公印は、<u>総務管理</u>グループリーダーが保管する。 2 <u>総務管理</u>グループリーダーは、公印を使用しないときは、厳重に保管しなければならない。</p>

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。



## 第 1 1 号議案

財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社就業規程の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成 1 8 年 6 月 8 日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真 砂 充 敏

改 正 後	改 正 前
(出勤簿の整理及び保管) 第 8 条 出勤簿は、 <u>計画推進</u> グループリーダーが整理して保管するものとする。	(出勤簿の整理及び保管) 第 8 条 出勤簿は、 <u>総務管理</u> グループリーダーが整理して保管するものとする。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 1 2 号議案

財団法人紀南環境整備公社会計規程の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社会計規程の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成 1 8 年 6 月 8 日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真 砂 充 敏

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭出納員) 第 1 2 条 金銭出納員は、会計伝票の審査並びに金銭（現金、預金及び有価証券等をいう。以下同じ。）の出納及び保管事務にかかる責任者であって、<u>計画推進グループリーダー</u>をあてる。</p>	<p>(金銭出納員) 第 1 2 条 金銭出納員は、会計伝票の審査並びに金銭（現金、預金及び有価証券等をいう。以下同じ。）の出納及び保管事務にかかる責任者であって、<u>総務管理グループリーダー</u>をあてる。</p>

附 則

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

## 第 13 号議案

### 財団法人紀南環境整備公社給与規程の一部改正について

財団法人紀南環境整備公社給与規程の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成 18 年 6 月 8 日提出

財団法人紀南環境整備公社  
理事長 真 砂 充 敏

改 正 後	改 正 前										
<p>(給与)</p> <p>第 2 条 この規程において「給与」とは、給料、扶養手当、管理職手当、<u>地域手当</u>、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第 9 条 職員には、<u>地域手当</u>を支給する。</p> <p>2 <u>地域手当の月額</u>は、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額に、次の支給割合以内の割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>0.5%</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 19 条 扶養手当、管理職手当、<u>地域手当</u>、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当は当該月の給料支給日に支給する。</p>	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降	1.5%	1%	1%	0.5%	なし	<p>(給与)</p> <p>第 2 条 この規程において「給与」とは、給料、扶養手当、管理職手当、<u>調整手当</u>、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>(調整手当)</p> <p>第 9 条 職員には、<u>調整手当</u>を支給する。</p> <p>2 <u>調整手当の月額</u>は、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額に、<u>100分の2の割合</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>第 19 条 扶養手当、管理職手当、<u>調整手当</u>、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当は当該月の給料支給日に支給する。</p>
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降							
1.5%	1%	1%	0.5%	なし							

別表第1 (第3条関係)

別表第1(第3条関係)

号	別表第1(第3条関係)				
	1級	2級	3級	4級	5級
	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
	円	円	円	円	円
1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700
2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000
3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300
4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600
5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700
6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900
14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900

別表第1 (第3条関係)

別表第1(第3条関係)

号	別表第1(第3条関係)				
	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	134,400	184,400	218,200	235,700	275,600
2	138,800	191,400	226,200	244,600	284,800
3	143,300	198,600	234,600	253,700	294,300
4	148,500	205,700	243,500	262,300	304,100
5	154,300	213,300	252,500	270,800	313,800
6	160,200	221,100	260,900	279,400	323,700
7	170,700	229,000	269,300	288,000	333,600
8	177,400	236,400	277,600	296,400	343,300
9	184,400	242,800	285,700	304,800	352,700
10	190,200	249,200	293,600	313,100	361,900
11	195,500	255,400	301,300	321,100	370,900
12	200,700	260,900	308,600	328,500	379,600
13	205,800	266,400	315,600	335,900	388,000
14	210,700	271,400	322,400	343,100	395,000
15	215,100	276,500	328,400	348,600	400,500
16	219,500	281,000	334,000	353,300	405,200
17	223,700	285,000	337,600	357,300	409,400
18	228,000	288,700	340,900	360,600	412,900
19	231,200	291,900	344,000	363,400	416,600
20	234,100	294,200	346,300	366,300	420,100
21	237,200	296,100	348,500	368,800	423,600
22	240,100	298,100	350,800	371,300	427,100
23	243,000	300,000	353,000	373,800	
24	244,800	302,000	355,200	376,400	
25		303,900	357,600	379,000	
26		305,700	359,800	381,600	
27		307,600	362,100		
28		309,600	364,300		
29		311,500			
30		313,400			
31		315,300			
32		317,100			

33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700

33					
34					
35					
T1	246,600	318,900	366,500	384,200	430,600
T2	248,400	320,700	368,700	386,800	434,100
T3	250,200	322,500	370,900	389,400	437,600
T4	251,000	324,300	373,100	392,000	441,100
T5	253,800	326,100	375,300	394,600	444,600
T6	256,600	327,900	377,500	397,200	448,100
T7	257,400	329,700	379,700	399,800	451,600
T8	259,200	331,500	381,900	402,400	455,100
T9	261,000	333,300	384,100	405,000	458,600
TA	262,800	335,100	386,300	407,600	462,100

72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700
86	240,100	296,400	345,300	386,800	
87	240,800	296,800	345,800	387,400	
88	241,500	297,200	346,300	388,000	
89	242,300	297,500	346,700	388,700	
90	242,800	297,900	347,200	389,300	
91	243,300	298,300	347,700	389,900	
92	243,800	298,700	348,200	390,500	
93	244,100	298,900	348,500	391,200	
94		299,300	349,000		
95		299,700	349,500		
96		300,100	350,000		
97		300,300	350,300		
98		300,700	350,800		
99		301,100	351,300		
100		301,500	351,800		
101		301,700	352,100		
102		302,100	352,500		
103		302,500	352,900		
104		302,900	353,300		
105		303,100	353,800		
106		303,500	354,200		
107		303,900	354,600		
108		304,300	355,000		
109		304,500	355,500		
110		304,900	355,900		

111		305,300	356,300		
112		305,700	356,700		
113		305,900	357,200		
114		306,300			
115		306,700			
116		307,100			
117		307,300			
118		307,600			
119		307,900			
120		308,200			
121		308,600			
122		308,900			
123		309,200			
124		309,500			
125		309,900			

別表第2（第4条関係）

別表第2(第4条関係)

職務の等級	標準的な職務の内容
5級	1 事務局長の職務 2 きわめて高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級(昇任後4年超)	1 参事の職務
3級(昇任後4年間)	2 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 企画員の職務 2 高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	1 専門員の職務 2 専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	1 主事又は技師の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第2（第4条関係）

別表第2(第4条関係)

職務の等級	標準的な職務の内容
5級	1 事務局長の職務 2 きわめて高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	1 参事の職務 2 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 企画員の職務 2 高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
2級	1 専門員の職務 2 専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
1級	1 主事又は技師の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第3（第5条関係）

別表第3(5条関係)  
初任給基準表

学歴	初任給
大学卒	1等級25号級
短大卒	1等級11号級
高校卒	1等級1号級

別表第4（第7条関係）

別表第4(第7条関係)  
扶養親族手当月額支給表

	配偶者	扶養親族 1人目	扶養親族 2人目	その他の 扶養親族
扶養親族である配偶者を有する場合	13,000円	6,000円	6,000円	5,000円
配偶者がいない場合	—	11,000円	6,000円	5,000円
扶養親族でない配偶者を有する場合	—	6,500円	6,000円	5,000円

別表第3（第5条関係）

別表第3(5条関係)  
初任給基準表

学歴	初任給
大学卒	1等級7号級
短大卒	1等級4号級
高校卒	1等級2号級

別表第4（第7条関係）

別表第4(第7条関係)  
扶養親族手当月額支給表

	配偶者	扶養親族 1人目	扶養親族 2人目	その他の 扶養親族
扶養親族である配偶者を有する場合	13,500円	6,000円	6,000円	5,000円
配偶者がいない場合	—	11,000円	6,000円	5,000円
扶養親族でない配偶者を有する場合	—	6,500円	6,000円	5,000円



別表第7（第11条関係）

別表第7条（第11条関係）

住居手当支給額表

支給対象者	支給月額
1 自ら居住するため住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の額が月額23,000円以下のときは、その額と12,000円との差額、23,000円を超えるときは、その額と23,000円との差額の1/2（16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額（100円未満の端数が生じるときは切り捨てる。）
2 その所有に係る住宅に居住している職員で、世帯主であるもの	月額3,600円

別表第7（第11条関係）

別表第7条（第11条関係）

住居手当支給額表

支給対象者	支給月額
1 自ら居住するため住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の額が月額23,000円以下のときは、その額と12,000円との差額、23,000円以上のときは、その額と23,000円との差額の1/2（16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額（100円未満の端数が生じるときは切り捨てる。）
2 その所有に係る住宅に居住している職員で、世帯主であるもの	月額3,600円

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

財団法人紀南環境整備公社寄付行為及び諸規程の一部改正について

第7号議案 寄付行為の改正

市町村等の合併に伴い第18条の役員定数及び第32条の評議員定数を改正する。

- ・第18条 理事9名以上12名以内 → 理事6人以上12人以内
- ・第32条 評議員20人以上30人以内 → 評議員15人以上25人以内

※(第38条) この寄付行為は、理事会及び評議会において理事総数及び評議員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、和歌山県知事の認可を得なければ。変更することができない。

第8号議案 事務局組織規程の改正

2つのグループにより縦割りの事務を行う体制から、現状の業務に応じ職員全員が横断的に事務を行える体制にするためグループを1つにする。また、現在の業務内容に即したグループ名に改正する。

- ・第2条 (1) 総務管理グループ } → 計画推進グループ
- (2) 用地施設グループ }
- ・第3条 各グループの事務分掌 → 計画推進グループの事務分掌
- ・別表第1 (第3条関係) グループの事務分掌

総務管理グループ

- (1) 理事会及びその他の会議に関する事
- (2) 予算決算に関する事
- (3) 文書及び公印の管理に関する事
- (4) 物品の管理に関する事
- (5) 国庫補助、県費補助等に関する事
- (6) 普及啓発事業の実施に関する事

用地施設グループ

- (1) 用地の絞込に関する事
- (2) 廃棄物処理計画の策定・推進に関する事
- (3) 施設整備計画の策定に関する事



計画推進グループ

- (1) 総務事務に関する事
- (2) 最終処分場整備事業に関する事
- (3) 広報啓発に関する事
- (4) 出納事務に関する事

第9号議案 文書規程の改正

事務局組織規定の改正に伴い、グループ名及びグループリーダー名を改正する

- ・第4条 総務管理グループ → 計画推進グループ
- ・第12条 別記第4号様式（起案用紙）  
総務管理グループリーダー } → 計画推進グループリーダー  
用地施設グループリーダー }

第10号議案 公印規程の改正

事務局組織規定の改正に伴い、グループリーダー名を改正する

- ・第4条1項・2項 総務管理グループリーダー → 計画推進グループリーダー

第11号議案 就業規定の改正

事務局組織規定の改正に伴い、グループリーダー名を改正する

- ・第8条 総務管理グループリーダー → 計画推進グループリーダー

第12号議案 会計規程の改正

事務局組織規定の改正に伴い、グループリーダー名を改正する

- ・第12条 総務管理グループリーダー → 計画推進グループリーダー

第13号議案 給与規程の改正

監督官庁の指導に基づき給料表等を改正する。また調整手当を地域手当に改正する。

- ・第2条 調整手当 → 地域手当
- ・第9条第1項 調整手当 → 地域手当
- ・第9条第2項 調整手当 → 地域手当  
100分の2の割合を乗じて得た額

↓

次の支給割合以内の割合を乗じて得た額

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1.5%	1%	1%	0.5%	なし

- ・第19条 調整手当 → 地域手当
- ・別表第1（第3条関係）の改正
- ・別表第2（第4条関係）の改正
- ・別表第3（第5条関係）の改正
- ・別表第4（第7条関係）の改正
- ・別表第7（第11条関係）の改正

候補地公表後の経過報告について（平成18年6月8日現在）

- ・ 田辺市秋津川、田辺市稲成町、串本町高富の3地区住民に対する説明会を開催中
- ・ 候補地内に入っての現地調査の実施について、理解を求めている段階
- ・ 3地区（5候補地同時）の調査を考えており、3地区全ての理解が得られない限り調査に着手しない方向  
（ただし、説明会の際出された質問、意見、不安な点に答えるために必要な現地確認については随時実施する。）

◆候補地毎の状況

	田辺市秋津川（22-2,22-3）	田辺市稲成町(27-2)	串本町高富(44-1,44-3)
接触状況	①4月25日(火) 13:30 原県議他19名と現地確認 ②4月30日(日) 19:30 町内会長他35名(役付)に説明会 ③5月25日(木) 19:30 町内会長他30名(役付)に説明会 ④5月31日(水)～6月3日(土)にかけて 秋津川町内会の4区 （竹藪区、中村区、下村区、谷川区） において説明会開催	①5月4日(木) 13:00 町内会長他12名と現地確認 ②5月23日(火) 17:30 町内会長他40名(役付)に説明会 ③6/12～7/1にかけて町内会区単位での 説明会開催予定 （谷上地区、糸田地区、下村地区、 馬場平地区、谷地区、荒光地区）	①4月21日(金) 13:00 町内会長、副会長、会計と協議 ②5月12日(金) 15:50 町内会長、副会長、会計と協議 ③6月中旬以降で区民に対する説明会を 開催する方向で調整中
主な意見	①下流の飲み水に影響はないのか？ ②搬入車両の台数はどれくらい？ ③処分場の遮水能力に問題はないのか？	①砂防指定地域が近隣にあるが影響は？ ②禁猟区で最終処分場はいいのか？ ③地価への影響はあるのか？ ④遮水シートはどれだけ持つのか	①ラムサール海域への影響はないのか？
特記事項	●区単位の説明会は終了 ●町内会内で話し合いがもたれる様子 ●農繁期（6月中旬～7月頭）は話し合いを 持ちにくい	●区単位の説明会はこれから	●ラムサールの海を守る会結成 （地元区中心）